

(やさしい日本語)

## 生活資金の支援制度について

地震(じしん)・津波(つなみ)の ために とても 困(こま)っている 人(ひと)は、国(くに)、県(けん)、市(し)、町(まち)、村(むら)から お金(かね)を 受(う)け取(と)ったり 借(か)りたりできます

被災(ひさい)した 人(ひと) <地震(じしん)・津波(つなみ)で とても 困(こま)っている 人(ひと)> は、国(くに)、県(けん)、市(し)、町(まち)、村(むら)から お金(かね)を 受(う)け取(と)ったり 借(か)りたりできます。

### ○災害弔慰金(さいがい ちょういきん)

災害(さいがい) <地震(じしん)・津波(つなみ)など> で 家族(かぞく)が 死(し)んでしまった 人(ひと)が 受(う)け取(と)ることができます。

### ○災害障害見舞金(さいがい しょうがい みまいきん)

災害(さいがい) <地震(じしん)・津波(つなみ)など> で 大(おお)きな けがを して、治(なお)らなくなっ てしまった 人(ひと)が 受(う)け取(と)ることができます。

### ○被災者生活再建支援金(ひさいしゃ せいかつ さいけん しえんきん)

災害(さいがい)で 家(いえ)が 壊(こわ)れてしまった 人(ひと)が 受(う)け取(と)ることができます。

どのぐらい 壊(こわ)れたかで いくら 受(う)け取(と)ることができるか、違(ちが)います。

### ○災害援護資金貸付(さいがい えんご しきん かしつけ)

災害(さいがい)で 世帯主(せたいぬし)\* が けがをしたとき 借(か)りることができます。

家(いえ)や 持(も)ち物(もの)が 壊(こわ)れた 人(ひと)も 借(か)りることができます。

\* 世帯主(せたいぬし)…生活(せいかつ)の ための お金(かね)を いっしょに 使(つか)っている 家族(かぞく)の 代表(だいひょう)・家族(かぞく)の リーダー(リーダー)

詳(くわ)しい ことは、被災(ひさい)した ときに 住(す)んでいた 市(し)、町(まち)、村(むら)などの 役所(やくしょ)に きいてください。